

保育を必要とする状況を証明する書類

就 労 の 場 合	就労証明書について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主に記入していただき、証明を受けてください(押印は不要)。 ・ 文字の修正は、二重線での修正で問題ありません(押印は不要)。 ・ 証明書の内容について、<u>就労先事業者に無断に作成し、または改変を行ったときには刑法上の罪に問われる場合があります。</u>
	会社員等の場合 内職の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実家の自営、農業での就労の場合も会社員等の扱いになります。 ・ 申込み時と入園後の就労時間等が異なる方は、その内容をわかりやすく備考へ記入してください。 ・ 申込み時に就労予定の方は、入園後に就労証明書を提出していただきます。
	自営の場合 農業等の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自営中心者の方は、<u>所得税の確定申告書または市町村民税申告書の写しを添付</u>してください。 ・ 開業間もないため申告実績がない場合には、開業届を添付してください。 ・ 実家の自営、農業での就労の場合も会社員等の扱いになります。
出産の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>母子健康手帳の表紙</u>と、<u>予定日記載ページの写し</u>を添付してください。 	
疾病の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入院、通院している医療機関での診断書または意見書を提出してください。 ※医療機関様式の診断書・意見書でも可。 ・ <u>保育を必要とする理由と治癒見込み期間</u>を明記したものに限ります。 	
心身障害等の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手帳の写しを添付してください。 	
病人等の看護をしている場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関の証明を受けてください。(同居親族に限ります。) ※医療機関様式の診断書・意見書でも可。 ・ <u>看護が必要な理由と治癒見込み期間</u>を明記したものに限ります。 	
求職活動・就学の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在学証明 ・ 求職活動等申立書 ※ハローワークカードの写しがあれば添付してください。ハローワークカードは発行の月から、3か月のみ有効です。 	